

会議記録

令和7年度第8回香川県広域水道企業団水道事業等審議会を開催したので、次のとおり報告します。

会議名	令和7年度第8回香川県広域水道企業団水道事業等審議会
開催日時	令和8年3月10日(火) 10:00~11:50
開催場所	香川県広域水道企業団 601・602会議室
議題	1 開会 2 本会の公開について 3 議題 (1) 料金水準について (2) 料金体系について (3) 加入金について 4 閉会
資料	別添のとおり
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
出席者	会長 安藤 茂 副会長 佐藤 裕弥 委員 境 輝美 〃 土居 譲治 〃 三谷 朋幹 〃 持田 めぐみ 〃 森川 さち子 〃 吉田 秀典 〃 吉田 洋子 企業団 高木 孝征 〃 近藤 壽文 〃 穴吹 泰輔 〃 福田 涼一 〃 木内 浩之 〃 石原 芳浩 〃 小笠原 克典 〃 中西 啓造 〃 加藤 良晃 〃 淵田 周平

	// 鏡原 孝博 // 朝倉 浩司 // 遠藤 智義 // 植田 圭一 // 柳生 明 // 野崎 峰範 // 美濃 浩樹 // 正木 健作
傍 聴 者	傍聴申込み 1 名、受入れ 1 名
担 当 課 及 び 連 絡 先	香川県広域水道企業団 企画調整課 (087) 826-6112

会議の経過	
<p>1 開会</p> <p>副企業長が挨拶を行う。 事務局より、会議の成立について報告する。</p> <p>2 本会の公開について</p> <p>本日の議題は公開とすることを決定する。 傍聴の申込みは 1 名、受入れ 1 名。</p> <p>議題開始の前に会長から、審議会会長として以下の発言があった。</p> <p>振り返ると、本審議会は令和 5 年 7 月に「令和 10 年度の水道料金の統一に向け、本企業団の今後の水道料金のあり方について意見を求めます。」との諮問を受け、これまで 7 回にわたり審議を行ってきた。特に、これまでも話したように、「料金統一」と「料金改定」という 2 つの重要かつ難しいテーマを取り扱ってきたところである。</p> <p>昨年 11 月の第 6 回審議会において、事務局から「本年秋ごろを目途に答申」、そして、「令和 8 年度の冬頃に企業団議会に条例提案」とのスケジュールが提示されている。したがって、本審議会もこのスケジュールを念頭において審議を進めていく必要がある。</p> <p>このようなことを念頭に置きつつ、本日は、前回の主な議題であった「料金水準」及び「料金体系」を中心に、事務局で用意していただいた資料をもとに議論を深めたいと思う。なお、最終的には「各市町」の水道料金がどうなるかだと思うが、まずは、「香川県水道広域化基本計画」において、「令和 10 年度に水道料金を統一する。水道料金</p>	

の統一に当たっては、料金体系の統一を行う必要があることから、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする。」とされており、本日の審議会においては、「（高松市を軸とした）料金体系検討案」を中心に審議を行うこととし、委員の皆様から忌憚のないご意見などをいただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

3 議題（（1）料金水準について）

議題（（2）料金体系について）

資料に基づき一括して説明を行う。

質問や意見は次のとおり。

【会長】

資料 57 ページまで一括して説明をいただいたが、少し審議のテーマを区切らせていただく。まず資料 6 ページと 7 ページに戻っていただき、基本計画で目標としている財政指標を踏襲し、通算で料金回収率 100%を満たす検討案 1 と、改定率を抑制するために財政指標を緩和して算定期間通算で総収支比率 100%を満たす検討案 2 の 2 つの案が示されており、まずこの点についてどちらをベースにするかについて、各委員の意見、質問があればいただきたい。なお 5 ページの一番下に前回（第 7 回）の審議会の振り返りということで、検討案 2 の方が好ましいとか検討案 1 の方が良いなど、各委員からいろいろな意見をいただいているが、更に今日の事務局の説明を踏まえ、意見などがあればお願いしたい。それでは、時間も限られているので、恐縮であるが、私の方から会長としての提案をさせていただいて、それについて意見をいただければというふうに思う。

今後の施設整備に必要な費用を賄う、それから健全な経営を図るという観点からは、検討案 1 が望ましいというふうに考えるが、一方で先ほどから申し上げているように、料金を統一するということになる、料金が平均よりも安い市町にとっては、必然的に他の市町よりも大きな値上げになるということになるので、そういうことを考えると、料金統一を目指すためには、料金改定率が検討案 1 よりも低い検討案 2 とし、少しでも激変緩和となるようにしてはどうかというふうに思っている。この点について意見等をいただきたい。

【副会長】

検討案 1 と検討案 2 で審議を進めるということなので、私からは 10 ページの資料について意見を述べたいと思う。まず検討案 1 については、メリットとして独立採算性が維持できるということで、やはり検討案 1 を中心に考えるべきだろうという意見を持っている。しかしながら、算定期間が 3 年から 5 年と幅があるけれども、この改定率では多少負担感があるという点を鑑みると、実際の水道利用者の経済的負担軽減としては、

検討案2の方が現実的な対応ではないかなと思っている。ただ、この検討案2を採択する場合のデメリットに書かれているが、予期せぬ経費の発生で赤字に陥るリスク、あるいは検討案1よりも利益が少ないという点、ここが水道の持続の観点からは多少疑義が残ると思われる。したがって実務上は、やはり検討案2は有力案として考えるべきと思うけれども、有力案であっても料金算定期間の後には健全な水準であるかどうか必ず見直しを行ってほしい。算定期間終了後に上げるかどうかではなくて、健全な状態かどうかは確実に見極めてもらう。その上で次の料金算定期間を考えてもらうということを見解として伝えておく。

【企業団】

副会長が言われたように、料金改定に際しては、その都度、健全経営かどうかということと、料金改定率のバランスを見ながら考えていく必要があるかと思う。今回、例えば内部留保資金の水準を下げたとしても、その後の3年間（算定期間が3年であれば）の様子、それから将来的な経済動向を見ながら、次の算定期間ではそれを維持するのか、安定性の方向に振っていくのかというのは、その時に改めて十分検討して行こうと思っている。

【会長】

今の事務局の回答も含めて検討案2で進めていくということで、皆様いかがか。

（反対意見無し）

では検討案2で今後さらに具体的に検討を進めていただきたいと思う。

続いて11ページだが、これも前回からの引き続きの審議事項になるが、1つ目が料金算定期間をどうするか、2つ目が統一料金の段階をどうするのだが、統一料金の段階については、前回の審議会の振り返りということで、5ページにもあるが、特に複数段階がいいんじゃないかという意見はなかったように思う。何度も値上げみたいな話になるので一括改定がいいんじゃないかということで、統一料金の段階については一括ということでよいか。

（反対意見無し）

それでは、その方向で進めていただきたい。それから、11ページの①料金算定期間については、先ほど事務局から説明があったが、それぞれ長所、短所があり、明らかにどれがいいというふうな話にはならないのではないかと思うが、委員の皆様の意見、質問も含めてあればお願いしたい。特に発言がなければ私の方から提案と言うか、考えを述べさせていただいてもよいか。3年、4年、5年それぞれ長所と短所があるので、本日の審議会でどれかの案に決めてしまうのは、時期尚早ではないかと思っている。そこで、企業団を構成する事業体の意見も聞いてもらい、参考にしながら審議会として3年、4年、5年のどれかを選択して方向性を取りまとめていかなければならないと思っているが、そういった形でいかがか。意見があれば伺いたい。

【副会長】

料金算定期間について、前回の審議会で、水道利用者の負担を抑えるためには3年もあるのではないかという意見を言った。3年、4年、5年のいずれの案を取っても水道法の法律上の要件は満たしているので、後はこの選択適用になると思う。したがって、先ほど会長からあったとおり、実際の今後の状況を見据えてということで、まずは進めていただければと思う。一方で意見として伝えさせていただければ、例えば10ページに戻るが、検討案2の改定率で3年の場合27.0%、4年の場合30.5%ということで概ね3ポイントぐらいの差で、水道料金の実額に換算するとあまり大きな差が出ないのではなかろうかと思うので、そうしたことを鑑みると、少しでも健全財政に近づくような観点としては、4年を中心に考えるとういこともひょっとしたらあるのではと思う。いずれにしてもこの辺は、今後の関係団体や水道利用者の負担感を事務局でしっかりと検討いただくということをお願いして意見として伝えておく。

【委員A】

個人的には4年が一番いいと思っている。一点確認したいのだが、統一料金が決まるのが来年度末ぐらいで、1年間周知期間をとって令和10年度から実施するというので、前回の説明の際にお聞きしたが、次回以降の改定の際も同様の期間が必要なのか。もし1年ぐらい周知期間が必要ということであれば、3年は短すぎるかなと思う。

【企業団】

最終的な料金表が決まれば、次に必要なのがシステム改修や水道利用者への周知がある。システム改修であるが、16市町の料金をそれぞれ入れているが、これを統一料金にするということで改修に1年ほどかかるため、令和10年4月からスタートするとして逆算すると、令和8年秋に答申をいただき、令和9年年2月の企業団議会（今からほぼ1年後）に条例として提案しなければならない。

【委員A】

それは新しい統一の料金のことで、今回は、今後、改定をどうしていくかというその先のこと決めようとしているのではないんですか。おそらく今の話だと、今回の料金統一には1年間かかるが、その後の値上げについては、半年から数ヶ月ぐらいで、そこまでかからないのなら、その辺をはっきりした上で、各市町の意見を聞いて参考にして、次回こちらで審議するというのでよろしいかと思うが。どのようなスケジュールになっているかを確認したかっただけである。

【企業団】

今回ではなく、次のサイクルということですね。それにつきましては、今回は令和10年度からの統一を行い、統一後は3年になるのか5年になるのかはあるが、その時に次の料金改定の条件、例えば算定期間や内部留保資金の条件というのをどうするかというのは、それ以降にまた検討をするというふうになる。よって、A委員のおっしゃるとおりである。

【会長】

先ほど申し上げたように、料金算定期間3年、4年、5年のどれにするかというのは繰り返しになるが、構成団体とか関係者の方の意見も聞いていただいているということで、本日はそういう意味では決めないで、更に審議をしていくということにさせていただきたい。

【委員B】

基本的にはそれでいいと思うが、各事業体に意見を聞くということだが、それぞれの意見はバラバラで出てくると思う。令和8年秋に答申を出すというスケジュールであれば、次の審議会で意見を踏まえた検討案を提示できるという見込みを持っているのか。もっと詰めて審議会で議論をしないと、各事業体からの意見を聞いた上で審議会の答申をすることがスケジュール的に大丈夫かなと、少し心配している。

【企業団】

県と8市8町の構成団体に本日の審議会の状況等について説明し、その場で意見を伺ったうえで、できれば次の審議会で報告をさせていただければ思う。

【会長】

よろしくお願ひしたい。それでは次に資料30ページに3つの検討案の内容が示され、33ページには、検討案2の一括改定4年で30.5%の場合での3つの検討案の比較表を示していただき、さらにグラフがある。これらの検討案は現段階での試算であるが、53ページの料金体系の審議事項ということで、基本料金の割合と従量料金の増減度をどうするかということにつながるかと思うので、まず、52ページあたりまでで、質問や意見などあればお願ひしたい。

【委員C】

34ページを拝見すると、改定率30.5%の下で、検討案1から3までのメリット（青字）とデメリット（赤字）を示しているが、あり得ないものから言うと検討案2であるが、口径13mmで20m³～50m³では最も高価だが、20m³～50m³使う方はあまりいないということ。それから口径20mmも10m³以下という方は少ない。口径50mmで600m³以下が最も安価となっているが、この口径では600m³以上使っている方が非常に多いので、検討案2はあまり起こり得ないのかと思うのが一つ。それから検討案でメリットとされているのが青字だが、口径13mmで25m³以上では最も安価についても、25m³以上もあまり使わないということ。口径20mmも同様に35m³以上使っていない。唯一、プラスになるのは口径50mmで700m³以上はあり得ると思うので、検討案3は実質1個しかメリットがない。検討案2は非常にグレーでメリットがない。それに対して検討案1というのは13mm、20mmのメリットはあり得るということと、50mmに関してはメリットがないが、このような整理でよろしいか。

【企業団】

3つの検討案については、委員Cが言われたように、それぞれの口径と状況により、検討案1では小口径の少ない使用量の方が一番安くなっており、検討案3では、口径の

大きい方で水量の多い方についてメリットがあり、比較すると一番安価になっている状況である。検討案2は、ある意味間を取っているようなところもあり、メリットがはっきり出てこないというようなことはある。そういう特徴があるということも踏まえながら説明していくこととなる。

【委員C】

全体の契約者数と使用水量の重みを掛けると検討案1がおのずと決まるのかなと思っただが、その辺はいかがか。

【企業団】

事務局としては、今の時点でこれというのは考えていない。先ほどの話であったように、各事業体の意見なども踏まえたうえで、次回に反映し、審議会で検討していただければと考えている。

【会長】

今後の方向は逓増度を緩和するというところで、緩和の度合いを高めると検討案2になってしまう、結果的に委員Cがお話しされたようなことになるかと思うが、53 ページに今の話につながる基本料金の割合はどうするかと、従量料金の逓増度をどうするかということで、事務局からまず基本料金の割合については33.5%ということで、今の高松市の料金に置き換えた基本料金の割合以上ということが53ページの①(1)で示されており、(2)の従量料金の逓増度については、53ページの6.00だが、これをどの程度緩和するかということで、5.50以下ということで、この2つの条件を当てはめると、検討案1、検討案2、検討案3とも一応、この条件は満たしているということにはなる。くどいようだが、検討案2は緩和が5.50以下じゃなくて5.0程度まで緩和するということになるので、口径が大きいほど安価になってくるということでもいいのか。

【企業団】

逓増度の緩和が大きい(検討案1より)ために大口径が安くなり、逆に逓増度を緩和している関係で、口径13mmの料金が少し高くなる傾向である。

【委員C】

逓増度6.0を5.5に下げたいという提案ですよ。特に5.5じゃダメとかいうことではなくて、6.0より下がってればいいということじゃないのか。

【企業団】

そうである。今よりは下げるということで、0.5ぐらいはと考えているので、検討案1は5.5を設定している。

【委員D】

33ページの料金体系の検討案だが、皆にとっていいという料金はなかなかなくて、やはり一般家庭の方、大企業の方に様々な負担の増え方があると思うが、これを見て思ったことは、検討案3で口径13mm 20m³の料金の増加を見ると意外と増えておらず、基本料金を上げて一般家庭(20m³の場合)には意外と影響しない。逆に大企業の方は

大きい水量を使うから、基本料金を上げてそれがトータル的にはごく僅かになって影響が少ない。そういうことで大企業の使用水量が多い方は、安くなっている印象である。一つの議論として、今までの資料を見ると、実は、基本料金の割合と、従量料金の逡増度、水量が多い少ないということすべてが関連しているので、どれがどうということを決めるのはなかなか難しいということが正直な感想である。ただ、やはり一般家庭（20 m³程度）に配慮しつつ、企業への負担にも配慮するということがトータル的な決め手になるのかなと思う。53 ページの審議事項の条件は、本当に妥当であると思うが、できれば基本料金を上げながら（それだけ従量料金が下がる）、ただ、基本料金を上げると一般家庭の負担の部分が少し増えることになるが、その分従量料金が少し下がるので、そういったトータル的なものを見ながら決めたらいいと思った。

【会長】

35 ページからグラフが示されているが、どの案もそんなに差がないような結果になっている。3つの検討案で極端な違いがあるかということ、委員Dの話のようにそんなに差は出てこないんじゃないかということだが、高松市を軸にして考えた料金体系であるので、各市町になると様々な料金体系を持っているので、そうするとまた改定の状況が違ってくる。この点についてもやはり構成団体がどういうふうを受け取るかを今後、検討なりしていく必要があると思うので、本日の方向性としては、この53 ページの事務局から示していただいている方向で進めてもいただくということではいかがか。

（反対意見無し）

はい、じゃあ、そういう方向で。

【委員A】

53 ページのことについては賛成で、基本料金の値上げ自体には賛成である。ただ、24、25 ページを見ると、口径の小さい主流の通常家庭の基本料金の比率というのが料金算定要領の39.2を超え大きくなっている。大口の方ではかなり小さく基本料金が設定されているように見えるので、検討案として出している案については、一律で基本料金を値上げし、検討案2は大口の基本料金を緩和するというところで程度の緩和を図られているけれども、基本理念としては、おおよそ全体のどの口径になっても、39.2%程度の基本料金になる、もしくはそれに近づけるような形で料金設定をする方が公平性を担保できるのではないかと思うがいかがか。

【企業団】

25 ページは、それぞれの使用者の数や口径ごとの使用水量、料金を集計した中で、基本料金と従量料金を口径ごとに集計したものを示している。委員Aが言われたように、口径ごとに基本料金と従量料金の比率にかなり差が出ているが、口径13 mmと大口径では使う水量が大きく違うので、相対的に大口径の方が基本料金の割合が少なくなっている。比率を例えば33.5に揃えた場合に、そういう料金体型ができるかどうかについては、検討が必要である。1つの料金表でできるのかどうかもあるし、例えば水量と

基本料金のバランスで、大量に使う口径 150 mmの場合は、ほとんどが従量料金となるので、バランスを取れるかどうかというのは検討が必要である。21 ページの下側の表の口径 13 mmであれば、1 か月の平均使用水量 14.1 m³、口径 30 mmでは 120 m³使っている。次ページの口径 40 mmから 200 mmでは、平均使用水量が口径 200 mmの場合であれば 12,000 m³ほど使っている中で、それぞれの従量料金の比率と基本料金のバランスが取れるかどうかというのが分からないので、試算して報告させていただきたい。

【委員 A】

もちろん実行可能性っていうのが重要であるけれども、一般的には理念としてどういうふうにするかというのをこの審議会場で決めておく必要があると思う。例えば、水道料金が値上げになって黒字化するとか、そういうことを決めていると思うが、基本料金の割合を高松の状況、もしくは料金算定要領に合わせるということになっていて、その中身については実行可能性のみを重視して決めるということによろしいのかなという気がする。例えば今、口径 13 mmの一般家庭の収入が大きな割合を占めており、家庭としてはもう基本料金は 40%以上払っているけれども、大口と同じ割合で基本料金も値上げされていく、もしくは大口の方は緩和されるというような検討案を出していただいているけれども、収支が合えばいいだけではなくて、やはりどういうふうに負担していくかっていうことも重要ではないのかなという気がする。

【委員 E】

基本料金の割合とか逓増度は香川県全体では全国に比べてもそんなに悪くない状況だと思う。ただ、理念的に基本料金を上げて逓増度を下げていく方向を考えると、17 ページの理論流量比、これを基本料金にそのまま 1,000 倍するような話がたぶん理論的には正解だと思う。それに合わせて従量料金の逓増度を下げると、つまり、口径 150 mmの大口の方は 62 万円ぐらいが基本料金になって、収支が合うような形に従量料金を変えると、たぶん、先ほど言われた料金体系の比率がだいぶ緩和されるのだと思う。要するに、補正係数で掛けている分ぐらいが基本料金の割合がずれていってることになるので、もし 1 回の試算でやるのであれば、係数を掛けずにやってみるとどんな形になるのかっていうのは出さなくてもいいが、そんなもんだなって、これはまさに理想論ではあると思うが、この理論流量比が基本料金の倍率比率になるのがたぶん一番理論的だと思う。よって、そこに必ず合うわけではないが、そこを目指していくというような方向性が見えればいいのかなという気がする。

【企業団】

それでは、基本料金の割合については、試算的なものを出してみて、その結果について示していきたい。

【会長】

33 ページの料金表検討案だが、表の下の方に各案をベースにした試算、その上に料金収入見込み、それから比率、逓増度がある。基本料金の比率を 33.5%以上、それから

通増度を今の6.0よりも引き下げるという条件設定だけではなくて、収入が241億円になるようにしてるので、結構その割り振りやどうするかっていうことで、いろいろ苦労されているかと思うが、その理解は正しいか。

【企業団】

料金収入見込みは、改定率を30.5%とした場合に収入（総括原価）がいくらとなるかということをもとに固定（30.5%の場合は241億円）し、その上で、例えば案123で基本料金と従量料金のバランス、それから従量料金の通増度という2つの変数（要素）のバランスを取りながら考えており、その中で、今の高松の料金体系からあまりかけ離れないところで設定している。極論を申すと組み合わせは無限大にあるが、その中で収入見込みの制限だとか、基本料金と従量料金の比率、それから従量料金の通増度といろいろな条件設定をした上で、なおかつ高松の料金体系に近いものという中で示した案であり、各委員からいただいたご意見等も検証をしながら検討を進めていきたい。

【副会長】

各委員から出た意見と全く同じである。そして事務局から回答があったとおり、まずは総括原価として、水道料金の決定に関係する法律どおり算定してるという点は重要だと思う。その上で、どこまでいけるか、例えば具体的に53ページの審議事項として（1）基本料金の割合については、例えば33.5%以上を目標にするというのは、33.5%以上の部分をどこまでいけるのかということなんだろうと思う。さらには、論点の2として、従量料金の通増度は、例えば5.5程度以下ということだが、ここは結局組み合わせになって、事務局でも先ほど無限にあるという話、あるいはどこまでいけるかという先ほどの事務局回答だったかと思えますけど、このどこまでいけるかというのは、実務上、例えば、業務、商工会等の会員企業の皆さんにとっては、やはりここが変わると負担が変わる、あるいは他方で、一般標準世帯と言われている個人の世帯の方々、ここの割合の問題になるので、ここのバランスをしっかりと当てはまるように見ていかなければならない。そういう意味で53ページに示されたこの審議事項（基本料金割合33.5%以上、従量料金の通増度5.5以下）については、この方向で進めてもらって、更にこの幅の中で、極めて現実的に合理的に当てはまる部分を関係市町の皆さんに説明していただきながら、最終的に数字を作り上げてほしいということを意見として、コメントしておきたい。

【企業団】

各委員からいただいた意見を踏まえて、あまり時間も無いが引き続き検討して、次の審議会でお示ししたい。ただ、先ほど申したように、この料金表の中でどのようにバランスを取っていくか、それから統一料金案を3つ示しているが、これと今の各事業体の現状料金表との比較ということで、各事業体の方でどのような意見があるかも踏まえながら、今回は、特に料金統一ということが大きなポイントの一つとなっているので、皆が100%納得いくというのは難しいと思うが、これだったらやむを得ないというような

意見となるような検討案を作ってまいりたい。そして事業体の方にも説明していき、その結果は、次回報告させていただきたいと思っている。

【会長】

今のような方向でよろしいか。

(反対意見無し)

それでは、そういう形で進めていただきたい。

次は 54 ページの公衆浴場用の料金体系案だが、実態として適用事業は、高松が 5 件、観音寺が 1 件ということであり、朱書きのとおり、高松の現行と同じく一般用の 1/2 の額で検討するということだが、これについては事務局案の一般用の 1/2 という方向でよろしいか。特に異論がなければ、そのようにさせていただければと思う。

(反対意見無し)

それでは、そのような方向で願います。

次に 55 ページの料金表の単位であるが、57 ページに現在の高松市の基本料金は 100 円単位、従量料金は 10 円単位となっているが、このままの単位にすると 1 m³当たりの従量料金や基本料金に大きな影響を生じるということもあり、1 円単位の表示にする方がよろしいのではないかと思うが、皆さんも異論なければそういう形で進めさせていただきたいと思う。

(反対意見無し)

それでは、そういう方向で願います。

議題（（3）加入金について）

【会長】

これについては 59 ページに 2 つの案が示されている。1 つ目が、現在の企業団内の事業体の加入金の最小額を利用する案、2 つ目が、令和 6 年度の加入金実績の 54%である 1 億 3,685 万円を確保することを仮定として、口径 13 mm : 3 万円を基準に設定した案ということだが、これについては、59 ページの下線部に「将来的に廃止も含めた経過措置として位置づけられた」ということであるので、そういう趣旨からすると、1 つ目の現在の企業団内の事業体の加入金の最小額を利用する案としてはどうかと思うが、委員の皆様いかがか。

(反対意見無し)

それでは、案 1 で進めていただきたい。

4 閉会